

答 申 第 2 3 号
平成 2 6 年 2 月 1 9 日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院
理事長 武 田 吉 弘 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 上 原 克 之

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 2 6 年 1 月 6 日付け地徳鳴病発第 1 3 7 号で諮問のありましたこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第 8 条
第 2 項第 3 号関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合
の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられている
ことが認められます。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第3号関係）

（特定のものに対する提供）

番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
1	徳島県鳴門病院地域医療連携システム	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の患者	ネットワーク参加医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○県北部において県民に提供する医療の質の向上と地域完結型医療の提供体制を構築するためには、県北部の医療機関が、検査内容・処方・画像などの診療情報を迅速かつ円滑に共有できるようにするため、オンラインの利用が必要である。 ○提供する診療情報は、医療に必要な範囲に限定されている。 ○診療情報の提供は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の医師又は医師の指示を受けた職員が行うこととされており、システムの利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限するなどの保護措置が講じられることとなっている。 ○提供先は、ネットワーク参加医療機関に限定され、診療情報の閲覧は医師が行うこととされており、システムの利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限するなどの保護措置が講じられることとなっている。 ○提供するデータの暗号化等により、データの漏えい、改ざん防止措置が講じられるほか、提供先において、規則等の整備により、職員の目的外利用・提供を禁止する措置が講じられている。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内容
第57回	平成26年 1月20日	諮問 審議
第58回	2月19日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
井 関 佳穂理	公認会計士	
上 原 克 之	徳島大学大学院ソシオ・アーツ ・アンド・サイエンス研究部准 教授	会 長
加 渡 いづみ	四国大学短期大学部講師 消費生活アドバイザー	
鈴 木 亜佐美	弁護士	
古 田 修 一	徳島文理大学総合政策学部教授	会長職務代理者

(五十音順)